

基準14 出火危険が著しく少ない防火対象物又はその部分に係る消防用設備等の取扱いに関する基準

1 消防用設備等の設置を要しない防火対象物又はその部分

法第17条第1項及び第2項に基づく消防用設備等の設置を要しない防火対象物又はその部分は次に掲げるものとする。ただし、(4)に掲げる特段の規定に基づき設置を要する消防用設備等を除く。

- (1) 次に掲げる防火対象物又はその部分のうち、不燃材料で造られ、可燃性物品を収納しないもので、出火の危険がないと認められるもの又は出火の危険が著しく少なく、かつ、延焼拡大のおそれがないと認められるものについては、政令第32条又は条例第59条の規定を適用し、消火器具、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、屋外消火栓設備、動力消防ポンプ設備、自動火災報知設備、連結散水設備、連結送水管及び非常コンセント設備を設置しないことができるものとする。

ア 倉庫、塔屋部分等で、不燃性の物件のみを収納するもの。

イ 浄水場、汚水処理場の建築物で、内部の設備が水管、貯水池又は貯水槽のみであるもの。

ウ プール（プールサイドを含む。）又はアイススケート場（滑走部分に限る。）

エ ジュース、清涼飲料水等の製造工場

オ 不燃性の金属、石材等の加工工場で、可燃性のものを収納せず、又は取り扱わないもの

注 消火器具については、省令第6条第1項の規定により設けることとされているものに限り、本基準を適用するものとする。

- (2) 屋上（最上部以外のセットバックした部分を含む。）、人工地盤、スロープ等で、上部が屋根、庇等により覆われていない部分。ただし、屋外の観覧場等の客席を除くものとする。

- (3) デッドスペース、地下ピット等で次のすべてに該当する部分。

ア 建築設備等（次に掲げるものを除く。）が設置されていない部分であること。

(ア) 配線及び配管

(イ) 最下層の免振装置（付属する設備を含む）

(ウ) 給水タンク又は貯水タンク

(エ) 照明設備

イ 点検口（高さ及び幅がそれぞれおおむね1,200mm以下及び750mm以下）でのみ出入が可能である等、みだりに人が立ち入ることができない措置を講じている部分であること。

- (4) 特段の規定

ア 少量危険物又は指定可燃物に係る次の規定

(ア) 政令第10条第1項第4号

(イ) 政令第11条第1項第5号

(ウ) 政令第12条第1項第8号

(エ) 政令第13条第1項第9欄

(オ) 政令第21条第1項第8号

イ 回転翼航空機又は垂直離着陸航空機に係る規定

(ア) 政令第13条第1項第2欄

ウ 道路の用に供される部分に係る次の規定

(ア) 政令第13条第1項第3欄

(イ) 政令第21条第1項第12号

(ウ) 政令第29条第1項第5号

エ 駐車場の用に供される部分に係る次の規定

基準14 出火危険が著しく少ない防火対象物又はその部分に係る消防用設備等の取扱いに関する基準

（ア） 政令第13条第1項第5欄

オ 電気設備に係る次の規定

（ア） 政令第13条第1項第6欄

（イ） 条例第53条第2項第2号

（ウ） 条例第54条第1項

カ 火気の使用等に係る次の規定

（ア） 政令第13条第1項第7欄

（イ） 条例第53条第2項第1号及び第3号

キ その他の規定

（ア） 条例第58条第1項